

2023-2027 年度研修員等の研修旅行等の手配業務（行程策定にかかる情報提供含む）（単価契約）
（公告日：2022年11月29日 調達管理番号：22a00748）について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P.10	手配指示期限 車両手配が含まれる場合	7営業日前が期限となっておりますが、安全確保の観点から遅くとも14日前までに車両運行会社に対して「確定した最終行程」を提示する必要があるというのが、国交省より利用者に対して求められている状況です。 またコロナを経て車両の台数・運転手の数が減り、かつ運転手の労務管理が厳しく問われている状況でもあります。 そういう観点から、直近では手配出来ない可能性がありますので、遅くとも21日営業日前までには手配指示をいただきたいと考えます。	安全確保の観点から、14営業日前までを目途に車輛手配依頼を行うことが望ましいことは認識しており、国内機関にもより前広な移動行程の確定、手配依頼について周知をしています。他方、関係機関との日程調整を経て研修日程の確定までに相当の時間を要するケースが多数発生しているのが現状です。 よって、車輛手配指示期限を21営業日前とした場合、発注を受け付けられないケースが多く発生することが想定されますので、移動手配の最終手配依頼期限は現行通り7営業日前とすることをご承知おきください。 なお国内機関に対して、より前広な手配依頼を行うよう今後も継続的に周知いたします。
2	P.11	手配指示期限 車両手配が含まれない場合	4営業日前となっておりますが、これは鉄道切符・航空券手配のみ、を示すものと思われま ず。実務上、切符を送る行為や空席状況などを踏まえ早いに越したことはないこと から14営業日前程度とすることが妥当と考えます。	前項と同様の理由により、移動手配（車両手配が含まれない場合）の最終手配依頼期 限は現行通り4営業日前といたします。
3	P.11	手配指示期限 宿泊手配	コース開始の10営業日前、2回目以降は4営業日前となっておりますが、条件に適合した宿 舎の手配を行うためには、余裕を持った依頼が必要と考えます。また宿泊手配には宿泊者 名簿を送る行為も必要です。 以上のことから手配については、初回・2回目以降に関わらず、遅くとも宿泊日の14営業日 前以上の手配指示が必要と考えます。	通番1と同様の理由により、宿泊手配の初回の指示期限は10営業日前、2回目以降の 手配指示期限は現行通り4営業日前といたします。
4	P.18	手配の変更 移動手配の変更	上記通番1及び2により、移動手配の変更期限を車両15営業日前、切符・航空券は7営業日前 とすることが妥当と考えます。	通番1と同様の理由により、移動手配の変更手配指示期限は現行通り4営業日前とい たします。
5	P.18	手配の変更 宿泊手配の変更	特に期限が明示されていませんが、上記通番3を踏まえると一定の期限を定めた方がいい と考えます。	宿泊手配の変更期限は、業務仕様書P11に記載の「2回目以降の手配」と同様の取り 扱いとなり、4営業日前となりますが、ご指摘のとおりb)「移動手配の変更」と同 様に指示期限を明示することが望ましいところ、「旅行開始の4営業日前まで」と 追記いたします。
6	P.27	体調不良者発生時の対応	民間救急車両については対応できる台数やエリアが限られること、代わりに一般車両での 体調不良者の搬送は断られることも考えられますので、必須手配は難しいと考えます。	左記のとおり手配できない場合は、受注者から速やかに発注者に連絡いただき、発 注者側で対応策を判断いたします。
入札説明書の訂正				
	該当頁		訂正前	訂正後
1	P.18	エ) b) 宿泊手配の変更	「研修事業総合システムにより変更指示を行う。特に宿泊日直前の変更はキャンセル料が 生じる場合があるため、必要に応じ、研修コース所管部門と連携して手配変更を行うこ と。」	「研修事業総合システムにより変更指示を行う。特に宿泊日直前の変更はキャンセ ル料が生じる場合があるため、必要に応じ、研修コース所管部門と連携して手配変 更を行うこと（旅行開始の4営業日前まで）。」

以上